

公共マリーナの今後のあり方に関する研究 —福岡市立ヨットハーバーでの指定管理者制度をもとに—

The research on the outlook on marinas run by the public institutions
With the case study of Fukuoka Public Marina for designated manager's system

1 K 0 3 B 1 5 2 - 1 濱口 睦美

指導教員 主査 間野義之先生 副査 太田章先生

1. はじめに

日本には港湾における公共マリーナが69箇所ある。放置艇などの問題から整備事業がすすみ、年々その収容能力は向上している一方で、国民のプレジャーボート保有率・マリンスポーツ人口は共に減少し続けているという。このことは収容能力以外にもマリーナに求められているものや、改善すべき点があるということを示しているのではない。

2003年に地方自治法の一部改正により公共施設の管理形態に大きな変化をもたらす指定管理者制度が公の施設に導入されることになった。これは「多様化する住民多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」(総務省通知)ものである。その制度が導入された公共マリーナの実態や効果ついて調査し、マリンスポーツの発展のためにマリーナがどんな役割を果たすことができるのかを考える。

2. 研究方法

公共施設における指定管理者制度導入の実態については、文献や資料などをもとに導入状況を整理した。

公共マリーナにおける指定管理者制度導入状況については、全国69箇所を対象に公共マリーナ電話による調査を行った。実施日は2006年12月11日、回答数は61であった。

福岡市立ヨットハーバーのケーススタディーについては、資料やインターネットによる情報収集、

また指定管理者であるNPO法人福岡セーリング協会にインタビューによる調査を行った。実施日は2006年12月19日、質問項目は、入場者数・教室開催状況・問題点・課題点・取り組みその他の9項目であった。

3. 結果及び考察

公共マリーナにおける指定管理者導入状況は41箇所(全体の59%)であった。

福岡市立ヨットハーバーの調査では、指定管理者制度が導入されてまだ1年とたっていない状況であったが、セーリングに関する独自の知識とノウハウを最大限に活かすことにより、積極的な広報活動、ヨット教室や安全講習会の参加者の増加、年間利用人数の増加、経費削減などを達成することができた。また生涯スポーツとしての一般市民のヨット体験から、世界レベルのトップアスリートの活動拠点まで、幅広い分野でのセーリングの普及に取り組んでいる。

4. まとめ

今後公共マリーナは地域密着型のスポーツクラブとしての役割が求められる。地域住民にとって公共マリーナを開かれた場所にし、普及していくためには、まずマリーナに対する「何をしているのかわからない・危険ではないのか・費用がかかるのではないのか」といったマイナスイメージをなくすことが重要である。今後も多くのマリーナで指定管理者制度導入による新しい取り組みによって公共マリーナが発展していくことが期待される。